

平成 27 年 2 月 27 日
東北経済産業局

産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の認定をしました(第 4 回)

～創業支援に積極的に取り組む市町村を応援します～

昨年 1 月 20 日に施行された産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として、市町村が創業支援事業者と連携して策定する「創業支援事業計画」を東北管内で新たに 4 件(全国 60 件、67 市区町村)認定しました。

1. 創業支援事業計画の認定概要

(1) 国の認定

「産業競争力強化法」において、市町村が民間の創業支援事業者(地域金融機関、商工会議所・商工会、民間企業、NPO法人等)と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、経営人材育成事業、コワーキング事業等の創業支援を行う「創業支援事業計画(最長 5 年間)」を策定し、国が認定することとしています。

(2) 創業支援事業者への支援

市町村と連携して創業支援事業を実施する創業支援事業者は、国の補助金を活用できるほか、一般社団法人、一般財団法人及び NPO 法人については信用保証枠の設定(8,000 万円まで無担保)等の支援策を活用することができます。

(3) 創業者への支援

経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取組を「特定創業支援事業」と位置づけ、この支援を受けた創業者には、登録免許税の軽減措置、信用保証枠の拡大等の支援策が適用されることとなります。

2. 認定自治体

青森県 八戸市

岩手県 奥州市、平泉町(一関市との共同申請により認定)

宮城県 女川町

秋田県 大館市

※上記に加え、今回 6 自治体(5 計画)の計画変更を認定。

(岩手県一関市・平泉町、宮城県石巻市、宮城県大崎市、山形県山形市、福島県郡山市)

※第 1 回、第 2 回、第 3 回認定申請と合わせて、東北管内で 25 計画 26 自治体の創業支援事業計画を認定。

(全国 273 件 301 市区町村)

3. 今後の予定

引き続き、市町村からの認定申請を募集し、平成27年5月中を目途に第5回認定を行う予定です。

4. 全国の認定自治体

中小企業庁ホームページ

<http://www.meti.go.jp/press/2014/02/20150227002/20150227002.html>

(本紙にかかるお問い合わせ先)

東北経済産業局産業支援課長 兎澤 健

担当者：高橋、丹内

電話：022-221-4882 (直通)